

他の区市町村へ引越しされる方へ

転出届

市民課 窓口担当
☎042-346-9804 (直通)

届出に必要なもの

引っ越しする本人が手続きをする場合

- ・本人確認書類（窓口に来られる方の分） ※1

代理人が手続きをする場合

- ・引っ越しする本人が記入した委任状
- ・代理人の本人確認書類 ※1

必要な書類がそろわないと、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

※1 本人確認書類について

運転免許証、個人番号カード、パスポート等官公署が発行した顔写真付きのものになります。

上記の本人確認書類をお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳、学生証、社員証などを2点以上お持ちください。

関連する手続きは
内側にあります

※全ての関連手続きが記載されているものではありません。
ご注意ください。

郵送で転出届を提出することができます

下記書類を揃え、市民課窓口担当宛てにお送りください。

- ・転出証明書請求書（市ホームページからダウンロードできます）
- ・返信用封筒（84円切手を貼付）
- ・本人確認書類の写し ※1
- ・小平市の国民健康保険証（お持ちの方）

新しい住所に住み始めた日から14日以内に、新住所地の役所で転入の届出をしてください。

転入届に必要なもの

- ・転出証明書（住民基本台帳カードまたは個人番号カードを利用した転出届をされた方は、発行されません）
- ・届出人の本人確認書類
- ・住民基本台帳カード・個人番号カード（お持ちの方）
- ・在留カードまたは特別永住者証明書（外国人の方）
- ・代理人が手続きのする場合は、引っ越しする本人が記入した委任状

※転入についてご相談がある場合は、新住所地の役所にご相談ください。

こんなときはどうしたらいいの？

Q 転出証明書を紛失したとき

A 転出証明書を再交付いたします。平日に、市民課または東西出張所に本人確認書類をお持ちのうえおこしください。

Q 転入の予定がなくなり、転出を取りやめるとき

A 市民課（☎042-346-9805）にお問い合わせください。

Q 外国にいながら国政選挙に投票するとき

A 「在外選挙」の資格申請が必要です。転出元の選挙管理委員会か転出先の在外公館でできます。選挙管理委員会事務局（☎042-346-9576）までお問い合わせください。

Q 海外に転出後、日本に帰国し転入届をする場合

A 転入する方全員のパスポート、本籍地の役所で取得いただく戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）と戸籍の附票を持参のうえ、新しい住所地で届出をしてください。



小平市役所

〒187-8701

小平市小川町2-1333

☎042-341-1211 (代表)

午前8時30分から午後5時まで

(日曜日、祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

※土曜窓口は、本庁舎内の4課（市民課、保険年金課、税務課、収納課）が午前8時30分から午後0時15分まで開庁していますが、取扱業務は、平日の一部の業務に限られます。

転出

に関するおもな手続き

- マイナンバーの情報連携がはじまり、マイナンバーの提示により、一部手続きに必要なもの（住民票や課税・非課税証明書（所得証明書）等）が省略できる場合がございますので、ご確認ください。
- ※申請書類等にマイナンバーを記入する場合、窓口でマイナンバー（個人番号）の分かる書類（原本）及び本人確認書類をあわせて提示してください。
- 出張所・土曜窓口における「△」は、一部受付できない場合がありますので、手続き窓口へご確認ください。
- 新住所地での手続きにつきましては、詳細は転出先の市区町村にお問い合わせください。
- 主な手続きの内容における「★」は、転出届と同時に市民課で一部受付できます。

分類	確認	対象者	主な手続きの内容 (申請・注意事項等)	手続きに必要なもの	期間	手続き窓口	出張所	土曜窓口	新住所地での 手続き				
保 険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退「★」 ・保険証、高齢受給者証の返却「★」	・保険証、高齢受給者証	変更があった日から14日以内	市役所1階	○	○	「加入」の手続き				
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入している方 → 東京都外へ転出	・脱退 ・保険証の返却 「負担区分証明書」の受取	・保険証	変更があった日から14日以内				○	○	「加入」の手続き		
年 金	<input type="checkbox"/>	国内の他区市町村へ転出 国民年金に加入している方				市役所1階	○	○	なし				
	<input type="checkbox"/>	海外へ転出する 第1号被保険者の方	「海外任意加入」の場合、帰国までの間、ご本人に代わって国民年金保険料の納付に関する処理を行っていただく方（協力者）を定める。	・年金手帳 ・通帳 ・金融機関届出印 ※代理人の場合は委任状	すみやかに					○	○	なし	
税	<input type="checkbox"/>	海外に転出する方で、市・都民税、固定資産税・都市計画税を課税されている方	納税管理人申告（帰国までの間、ご本人に代わって「納税に関する一切の事項を処理していただく方」を定める）	・本人確認書類 ・印鑑	納税管理人を定める必要が生じた日から10日以内	市役所2階	○	○	転出先の市区町村にお問い合わせください。				
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車・小型特殊自動車をお持ちの方	軽自動車税（種別割）廃車申告と標識返納 ※車両の定置場が今後も市内の場合は手続き不要ですが、その旨ご連絡ください。 ※ナンバープレートと標識交付証明書を持参して、直接新住所で「転入登録」手続きをすることも可能です。	・本人確認書類 ・ナンバープレート ・標識交付証明書	すみやかに					○	○	転出先の市区町村にお問い合わせください。	
	<input type="checkbox"/>	三輪・四輪の軽自動車をお持ちの方	軽自動車検査協会にお問い合わせください。 軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 ☎050-3816-3104										転出先の管轄の軽自動車検査協会にお問い合わせください。
	<input type="checkbox"/>	総排気量125CC超のバイクをお持ちの方	運輸支局にお問い合わせください。 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2033										転出先の管轄の運輸支局にお問い合わせください。
子 ど も	<input type="checkbox"/>	0歳～中学生のお子さん ・児童手当を受給している方 ・乳幼児医療証（マル乳）をお持ちの方 ・義務教育就学児医療証（マル子）をお持ちの方				市役所2階	○	×	「認定請求」の手続き <必要なもの> ・健康保険証 ・通帳 ・印鑑 等 ※児童手当の手続きは転出から15日以内にしてください。				
	<input type="checkbox"/>	0歳～18歳（一部20歳未満）のお子さん ひとり親家庭の方 ・ひとり親関係手当（児童扶養手当、児童育成手当）を受給している方 ・ひとり親家庭医療証（マル親）をお持ちの方	医療証の返却、資格の消滅	・各種医療証	すみやかに					△	×		
	<input type="checkbox"/>	障がいのあるお子さん（0歳～20歳未満）の 手当を受給している方 ・特別児童扶養手当 ・児童育成手当 ・心身障害児福祉手当									×	×	
	<input type="checkbox"/>	学童クラブを利用している方	学童クラブの退会届							すみやかに	○	×	「学童クラブの入会」手続き
	<input type="checkbox"/>	ひとり親の貸付、自立支援給付金等を受けている方	住所変更	※子育て支援課へお問い合わせください						すみやかに	×	×	※小平市子育て支援課にお問い合わせください。
	<input type="checkbox"/>	①認可保育園等に入園（内定）している、または入園申込みをしているお子さんがいる方 ②幼稚園、幼児教育・保育無償化対象の認可外保育施設を利用するお子さんがいる方 ※利用施設を通じて手続きをしていない場合	・退園届の提出（継続通園含む） ・申込みの取り下げ ・転出の届出 など	※保育課へお問い合わせください。						すみやかに	×	×	①「入園」の手続き ②「施設等利用給付認定」の手続き
	<input type="checkbox"/>	幼稚園、認証保育所・認定家庭福祉員・定期利用保育施設を利用する方 ※利用施設を通じて手続きをしていない場合	補助金申請 など	※保育課へお問い合わせください。						すみやかに	×	×	「補助金申請」の手続き
<input type="checkbox"/>	私立幼稚園補助金受給中の方 (海外転出)	送付先の変更	・本人確認書類		すみやかに	×	×	「補助金」の手続き (国内転出)					
<input type="checkbox"/>	公立の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者の方	①転校の手続き ・在学から「在学証明書」、 「教科書給与証明書」の受取 ②区域外就学の手続き ・転出届が市民課で済みしたら、 学務課窓口にお越しください。			すみやかに	×	×	「転校」の手続き <必要なもの> 在学証明書、教科書給与証明書					
介 護	<input type="checkbox"/>	要介護認定を受けている方	・「介護保険受給資格証明書」の受取 ・介護保険証等の返却	・介護保険証	すみやかに	健康福祉事務センター1階	×	×	引越した日から14日以内に「認定申請」の手続き				
障 が い	<input type="checkbox"/>	以下に該当する方 ・心身障害者福祉手当 ・心身障害者医療費助成制度（マル障）を受けている ・タクシー券、ガソリン費助成など、その他障がい者サービスを受けている方 → 東京都内へ転出 → 東京都外へ転出	・異動届の提出 ・「マル障受給者証交付状況連絡票」の受取 ・マル障受給者証の返却 ・タクシー券の返却 ・異動届の提出 ・マル障受給者証の返却 ・タクシー券の返却	・マル障受給者証 ・タクシー券	すみやかに すみやかに				△	×	転出先の市区町村にお問い合わせください。		
そ の 他	<input type="checkbox"/>	犬を飼っている方							「住所変更」の手続き <必要なもの> ・犬鑑札（小平市が交付したもの）				